

授業科目名	刑事訴訟実務 Practice of Criminal Procedure
授業科目群	法律実務基礎科目
標準学年	2年次
必修・選択の区別	必修
開講学期	後期
開講曜日・時限	月曜日・Aクラス:1時限 Bクラス:2時限
単位数	2単位
担当教員名	石川貴司・井上昭宏 (Ishikawa Takashi, Inoue Akihiro)
授業の目的	実在の事件・記録に基づいて作成された参考事例・記録等を素材として、刑法、刑事訴訟法の基礎的な知識を確認しながら刑事裁判実務の概要を理解するとともに、これらの知識を活用して具体的事例を解決する能力を習得する。
履修条件	特にないが、刑法、刑事訴訟法の基礎的な知識を習得していることを前提として講義を進めるので、その内容を十分に復習しておくことが望まれる。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	学生に対して事前に課題等を与えて検討させるなどした上、裁判官と検察官がそれぞれの立場から、刑事訴訟実務について解説する。 なお、必要に応じてゲストスピーカーとして参加する弁護士からの解説もあり得る。 The judge and prosecutor explain Criminal Procedure from each other's perspective. Law school students learn by doing the task. The criminal lawyer is invited to speak as needed.
授業計画	第1回 (検察官) 検察官の捜査公判活動の概観(1) 第2回 (検察官) 検察官の捜査公判活動の概観(2) 第3回 (検察官) 捜査上の問題点(1) 第4回 (検察官) 捜査上の問題点(2) 第5回 (裁判官) 令状審査 第6回 (裁判官) 公判手続1(概要) 第7回 (検察官) 公訴・公判における問題点(1) 第8回 (裁判官) 公判手続2(証人尋問、その他) 第9回 (裁判官) 公判手続3(証拠法) 第10回(検察官) 公訴・公判における問題点(2) 第11回(検察官) 公訴・公判における問題点(3) 第12回(裁判官) 事実認定 第13回(裁判官) 公判前整理手続 第14回(裁判官) 公判手続4(公判手続総合等) 第15回(検察官・裁判官) 総合
授業の進め方	実務に即した具体的な事例・記録を用い、多角的に議論し、検討を加える。 事前課題はその都度、配付する。

教科書及び参考図書等	(検察官)各自が使用する刑法及び刑事訴訟法の基本書、判例百選などに加え、刑事訴訟実務における手続の流れを理解するため「刑事訴訟実務の基礎」(弘文堂)などを参考にされたい。 (裁判官)教科書として「プロシーディングス刑事裁判」及び「プラクティス刑事裁判」[いずれも司法研修所篇(法曹会)]を指定する。
試験・成績評価等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単位認定及び成績評価は、期末試験(50%)と平常点(50%)の合計に基づき、相対評価による。</li> <li>・理由の如何を問わず、4回以上欠席した場合は、原則として単位認定を行わない。</li> <li>・平常点は、教員2人が別個に評価したものを合計する(検察官25%、裁判官25%)。各教員の評価方法は、次のとおりとする。</li> </ul> (検察官) 課題レポート等(25%)(講義の際の発言・応答による平常点を含む) (裁判官) 小テスト(15%)、課題レポート等(10%)(講義の際の発言・応答による平常点を含む)
事前学習	必要に応じ、講義の都度、教員から予習事項を指示したり、課題レポートの提出を求めたりする。
課題レポート等	必要に応じ、講義の都度、教員から課題レポートの提出を求めたりする。
オフィスアワー	授業の前後、メール等を使用する予定。
その他	TKCにより、予習事項の指示、課題の出題、連絡事項の通知等を行うことが多いので、注意するように。